

2026年6月16日

各 位

上場会社名 株式会社 名村造船所
代表者 代表取締役社長 名村 建介
(コード番号 7014 スタンダード市場)
問合せ先責任者 取締役兼常務執行役員経営業務本部長 向 周
(TEL 06-6543-3561)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、本制度は、2025年5月13日付け「取締役の報酬額の変更および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて記載した取締役向け譲渡制限付株式報酬制度と同様のものです。

1. 本制度の導入目的

本制度は、対象執行役員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象執行役員に対して支給する金銭債権の総額は、年額15百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内といたします。

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象執行役員に対して支給する金銭債権の総額や具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上